

諮詢

「健全経営の持続に向けた考え方と料金水準について」

--参考資料--

1. 吹田市の料金改定の経緯と現行料金

(水道事業年報 令和7年度(2025年度)版 P26~28)

7. 運転資金残高

2. 過増度と水需要構造

8. 企業債残高対給水収益比率

3. 給水量と給水人口

9. 水道料金の算定（概要）

(参考文献：「水道料金算定要領」公益社団法人 日本水道協会 令和7年2月)

4. 物価上昇の度合い

(出典：国土交通省 建設工事費デフレーター)

10. すいすいビジョン2035における目標

5. 収益的収支と単年度純損益

11. 今後の審議内容

6. 資本的収支と建設改良工事費

(1)水道料金の変遷 (1か月につき)【平成29年～】

現行料金

※令和元年(2019年)12月検針分から消費税相当額を10%に改定

1. 吹田市の料金改定の経緯と現行料金
(水道事業年報 令和7年度(2025年度)版 P26~28)

(1)水道料金の変遷 (1か月につき)【昭和51年～平成9年】

改定年	昭和51年(1976年)				昭和52年(1977年)				昭和53年(1978年)				昭和54年(1979年)				平成元年(1989年)				平成5年(1993年)				平成9年(1997年)				
	基本		超過		基本		超過		基本		超過		基本		超過		基本		超過		基本		超過		基本		超過		
	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	
小口専用	m³	円	第1段 10m³を超える分	20m³まで	35	10	290	第1段	50	10	370	第1段	60	10	390	第1段	60	10	460	第1段	70	10	600	第1段	90	10	720	第1段	110
一般専用	m³	円	第2段 20m³～30m³	〃	40			第2段	60			第2段	75			第2段	75			第2段	95			第2段	125			第2段	160
集団住宅用	m³	円	第3段 30m³～50m³	〃	45			第3段	75			第3段	90			第3段	95			第3段	125			第3段	165			第3段	210
公衆浴場用	m³	円	第4段 50m³～300m³	〃	55	10	340	第4段	90	10	400	第4段	110	10	420	第4段	115	10	490	第4段	155	10	640	第4段	205	10	770	第4段	260
臨時用	m³	円	第5段 300m³～1,000m³	〃	80			第5段	110			第5段	130			第5段	135			第5段	190			第5段	245			第5段	310
家事共用	m³	円	第6段 1,000m³を超える分	〃	105			第6段	130			第6段	150			第6段	160			第6段	225			第6段	291			第6段	350
平均料金改定率	45.52%				35.00%				19.77%				3.94%				26.88%				29.85%				23.13%				

(1)水道料金の変遷 (1か月につき)【平成19年～平成28年】

改定年	平成19年(2007年)				平成22年(2010年)																							
	基本		超過		基本		超過																					
	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金																				
小口専用	m³	円	第1段 6m³を超える分	10m³まで	30	6	600	第1段	30																			
一般専用	m³	円	第2段 10m³～20m³	〃	110			第2段	110																			
集団住宅用	m³	円	第3段 20m³～30m³	〃	160			第3段	160																			
公衆浴場用	m³	円	第4段 30m³～50m³	〃	210			第4段	210																			
臨時用	m³	円	第5段 50m³～300m³	〃	260			第5段	260																			
家事共用	m³	円	第6段 300m³を超える分	〃	310			第6段	310																			
口座振替割引	1回当たり 50円				1回当たり 100円																							
平均料金改定率	△3.36%				△0.5%																							

改定年		平成28年(2016年)							
区分	メーター口径(mm)	基本料金	従量料金(1m³につき)						
			6m³まで	7m³～10m³	11m³～20m³	21m³～30m³	31m³～50m³	51m³～300m³	～
一般	小口径	13	670円						
	20	740円	0円	30円	120円	170円	230円	270円	310円
	25	910円							
	30	1,000円							
	40	1,700円	30円	170円	230円	270円	310円		
	50	3,100円							
	75	7,000円							
	100	19,000円	30円	170円	230円	270円	310円		
	150	78,000円							
	200	172,000円							
	250	315,000円							
区分		基本料金	従量料金(1m³につき)						
公衆浴場		740円	75円						
臨時		メーター口径に準ずる	450円						
口座振替割引		1回当たり 100円							
平均料金改定率		5.5%							

※平成13年(2001年)7月1日(8月検針分)から水道料金、メーター料に消費税相当額を転嫁(外税5%)

吹田市水道事業年報 令和7年度(2025年度)版

市ホームページ掲載場所

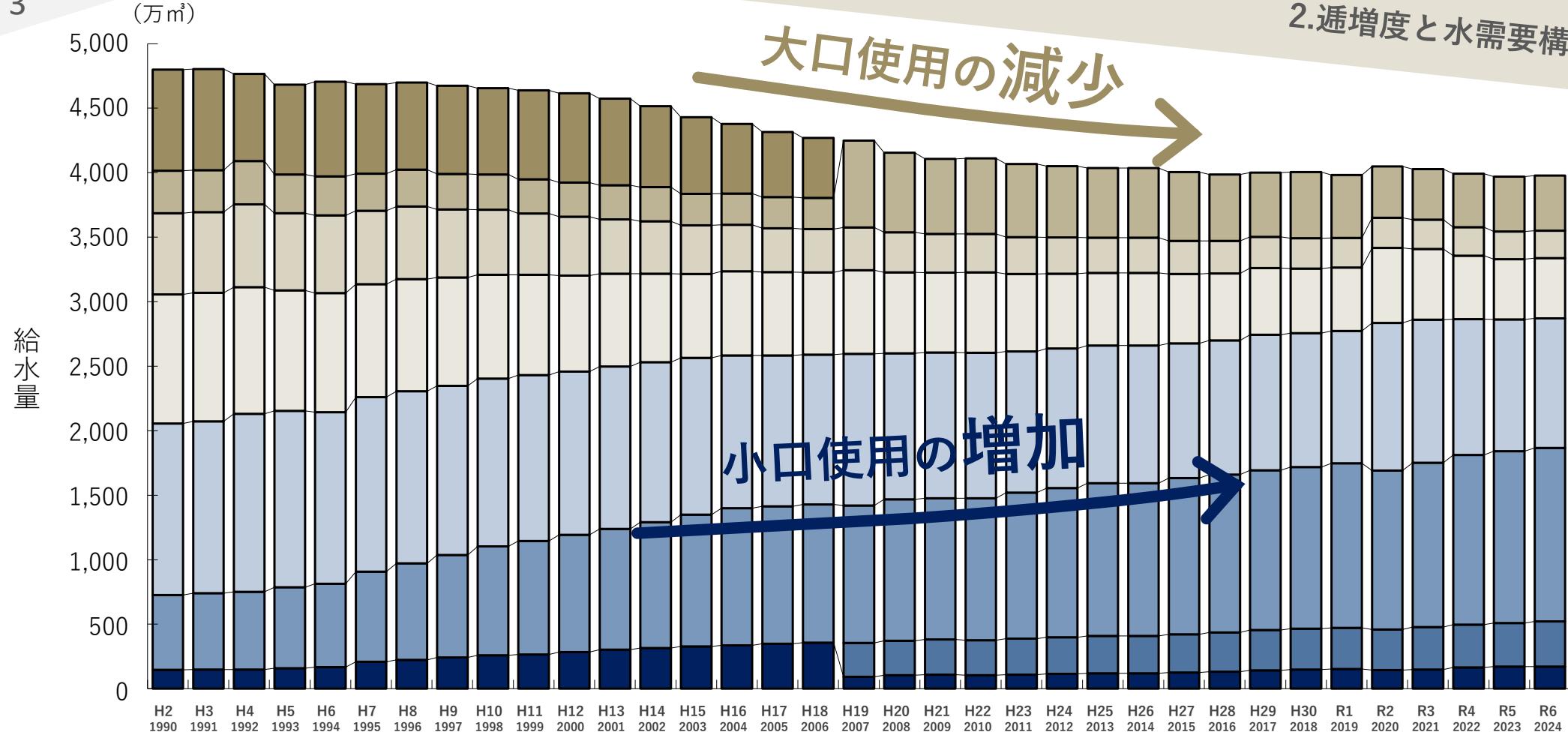
<https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018513/1018531/1018533/1022844.html>

くらし > 水道 > 水道事業の計画・経営状況 > 経営状況等 > 水道事業年報



2次元コード

※平成26年(2014年)6月検針分から消費税相当額を8%に改定



遷増度
4.5

遷増度
3.6

遷増度
2.9

凡例

段階別給水量 1か月当たりの使用水量

1,001 m³ 以上

301～1,000 m³

※ H19以降、区分の見直しにより
「301m³以上」の水量を表しています

51～300 m³

11～20 m³

31～50 m³

7～10 m³

21～30 m³

0～10 m³

※ H19以降、区分の見直しにより
「0～6m³」の水量を表しています

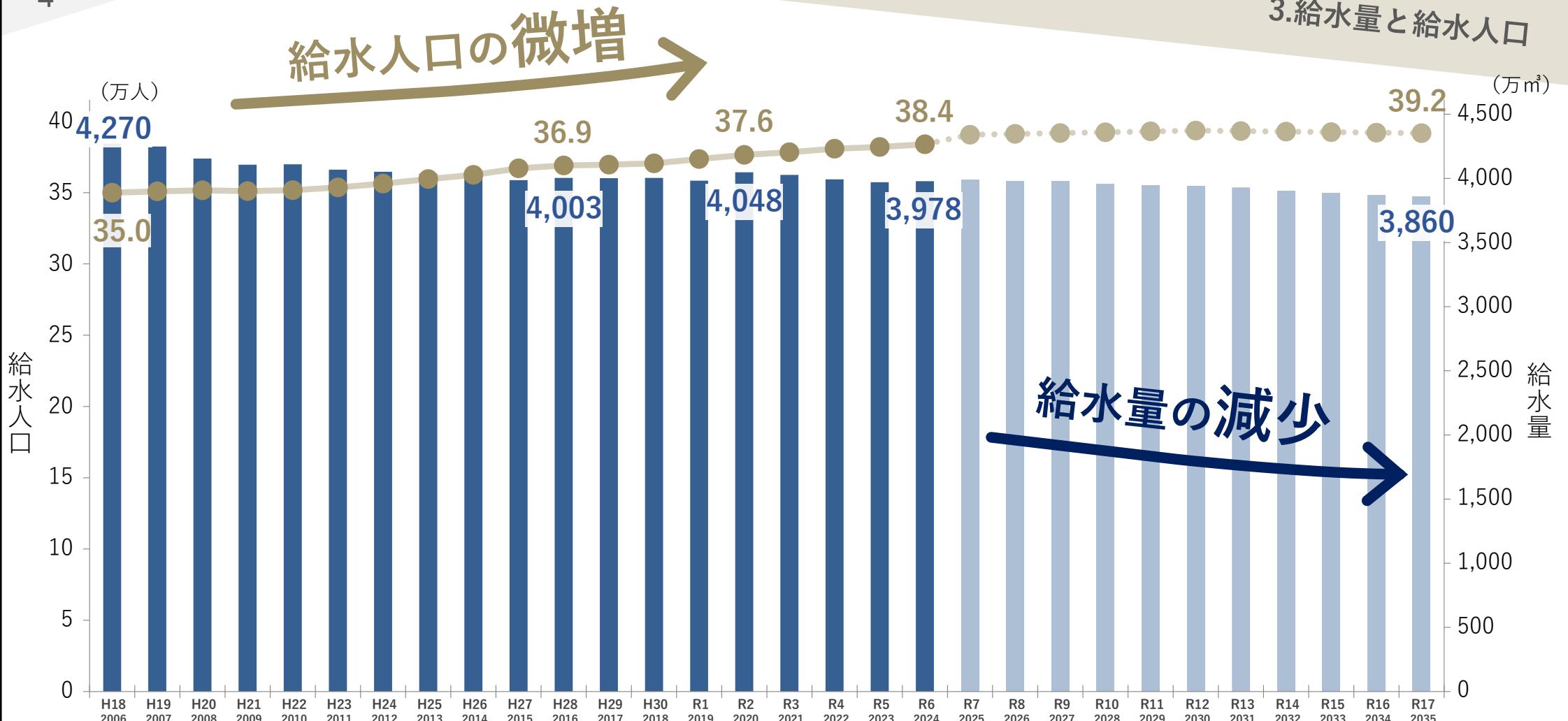
遷増度 遷増制の度合いを示すもの

・口径 20 mm のメーターでの 1m³ 当たりの最高単価が最低となる料金単価の何倍になるのかを示したもの。

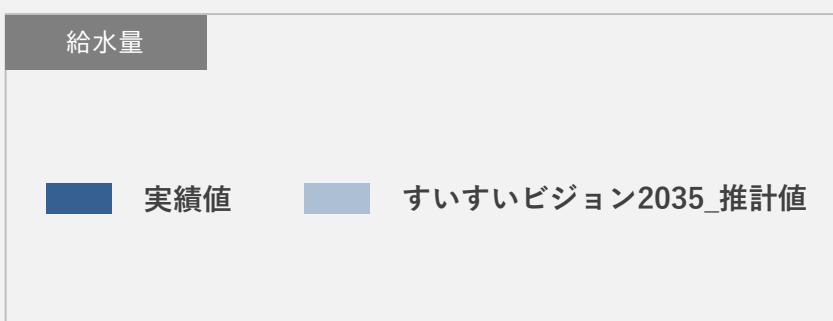
【現在の本市の遷増度】

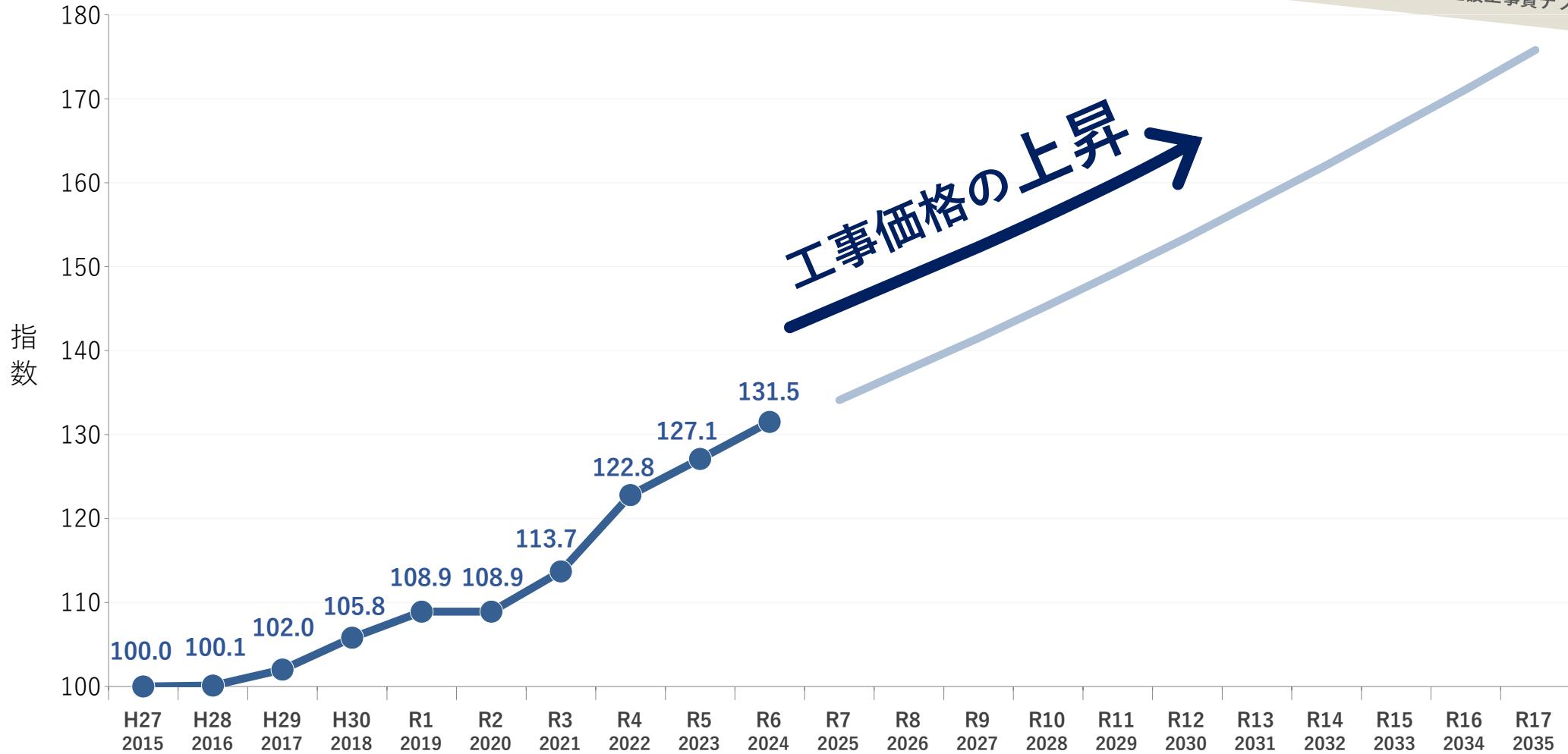
$$\frac{\text{最高となる単価}}{\text{最低となる単価}} = \frac{330\text{円}}{115\text{円}} \doteq 2.9$$

3.給水量と給水人口



凡例





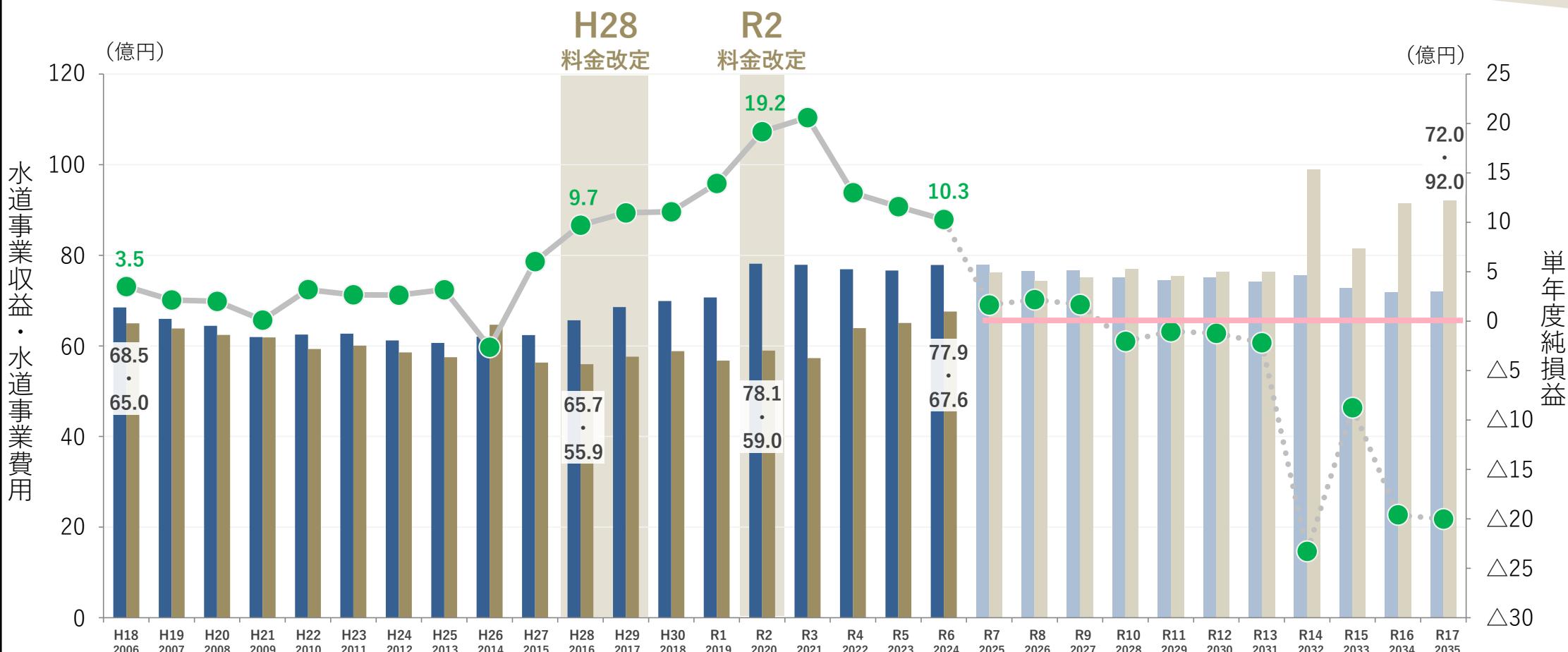
凡例

建設工事デフレーター(指数)

建設工事に係る工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、毎月作成、
 公表されているもの
 基準年は「平成27年（2015）」

—●— その他土木 「上・工業用水道」の数値

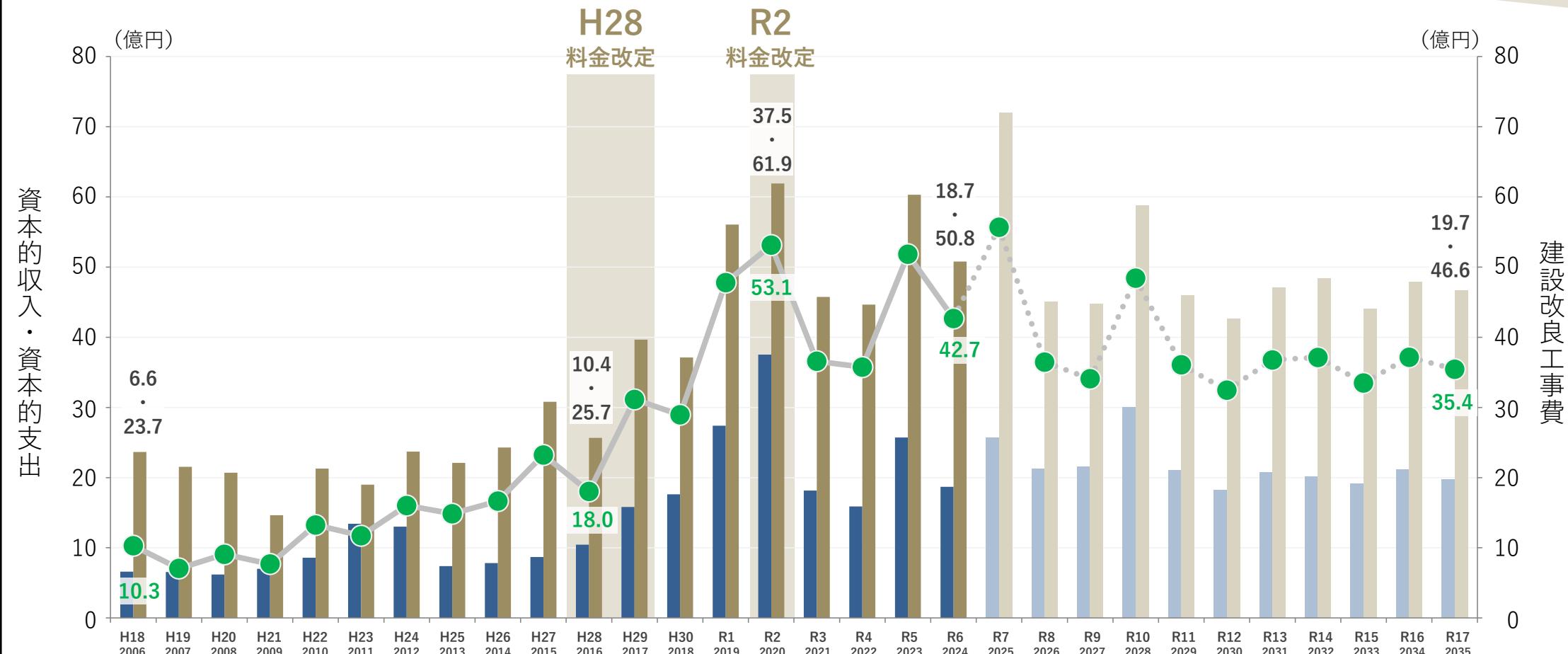
5.収益的収支と 単年度純損益



凡例

水道事業収益		水道事業費用		当該年度の 水道事業収益 (億円)	当該年度の 水道事業費用 (億円)
実績値	すいすいビジョン2035_推計値	実績値	すいすいビジョン2035_推計値		
68.5	68.5	65.0	65.0	68.5	65.0
65.0	65.0	62.0	62.0	65.0	62.0

単年度純損益	
実績値	すいすいビジョン2035_推計値
3.5	0.0



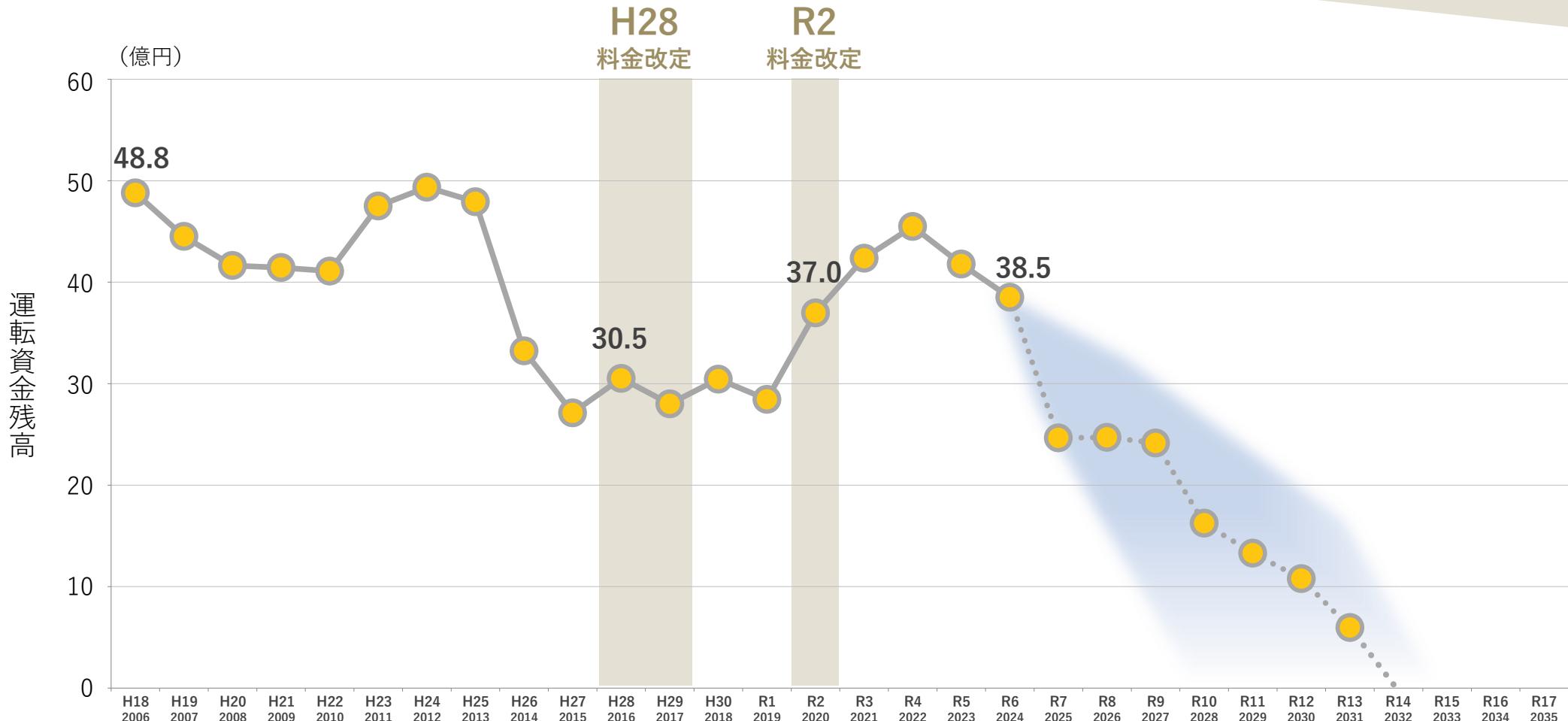
凡例

資本的収入	
実績値	すいすいビジョン2035_推計値
資本的支出	
建設改良工事費	
実績値	すいすいビジョン2035_推計値

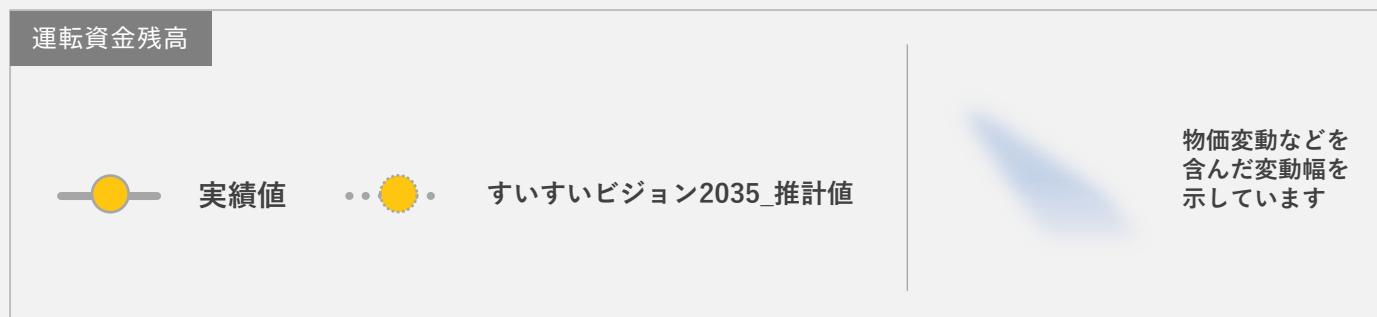
当該年度の
資本的収入
(億円)

当該年度の
資本的支出
(億円)

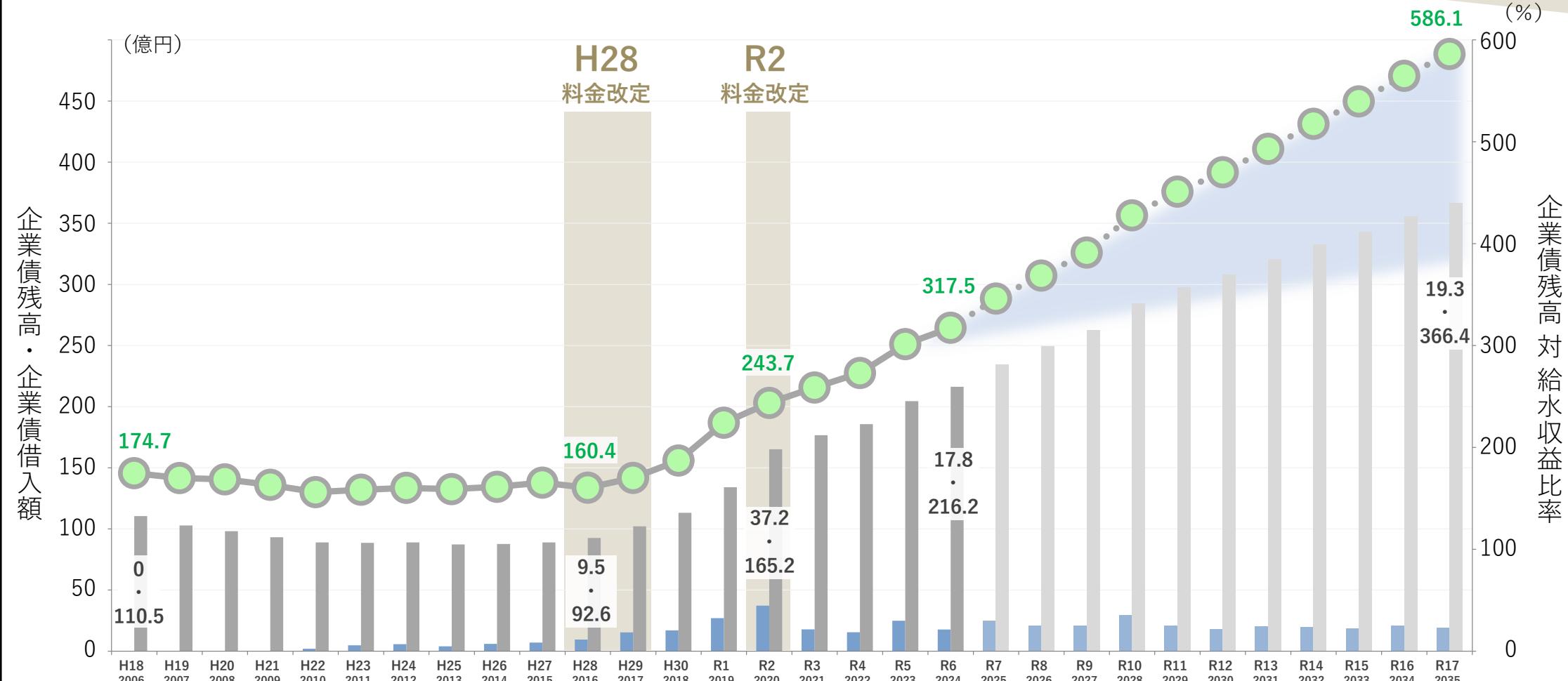
建設改良工事費	
実績値	すいすいビジョン2035_推計値



凡例



8.企業債残高 対 給水収益比率



凡例

企業債残高			給水収益に対する 企業債残高の割合
実績値	すいすいビジョン2035_推計値	実績値	すいすいビジョン2035_推計値
企業債借入額			
実績値	すいすいビジョン2035_推計値	当該年度の 企業債借入額 (億円)	当該年度末時点 の企業債残高 (億円)

- 水道事業は**独立採算制**の原則に基づき経営しています。
ただし、水道料金収入を充てることが適当でないものなど、一部の経費は除きます。
- 水道料金は①公正妥当であること、②適正な原価を基礎とすること、③健全な運営が確保できること、とされています。

水道料金算定の原則

独立採算制の原則

(地方公営企業法 第17条の2第2項)

「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。」

経費の負担の原則

(地方公営企業法 第17条の2第1項)

- 1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
→ 一般行政経費 (ex.消火栓関係経費等)
- 2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費
→ 不採算経費 (ex.山間地や離島の経費等)

水道料金の 決定原則



公正妥当性



適正な原価



健全運営の確保

- 適正なサービスと料金水準
- 公平な料金体系

- 原価主義（総括原価、個別原価）

- 資産維持費

(地方公営企業法 第21条第2項)

水道料金は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、**地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない**」

(水道法 第14条 第2項各号)

水道料金が、「健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」「定率又は定額をもつて明確に定められていること」「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」等

(水道法施行規則 第12条 第1項各号)

水道設定が、「算定期からおおむね3年から5年後までの期間について算定されたものであること」「適切な時期に見直しを行うこと」等

(2) 財政計画の目標設定

健全な水道事業経営を今後も持続するために、財政計画の目標を以下のとおり設定しています。

目標

水道事業経営の持続性向上のために必要な運転資金の確保を目指し、計画期間内における「運転資金残高」の目標額を28億円としています。

現状のシミュレーション結果では、令和10年度（2028年度）には短期的な支払に必要な金額17億円を下まわる見込みとなっていることから、更なる経費縮減に努めながら、令和9年度（2027年度）までには料金改定を含めた収入確保策を実施します。

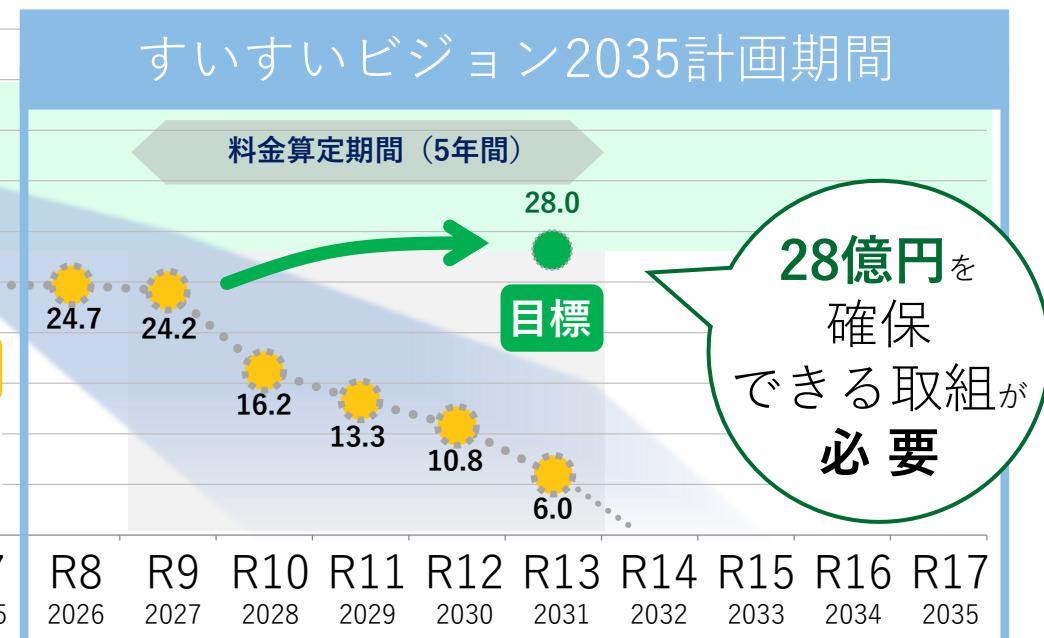
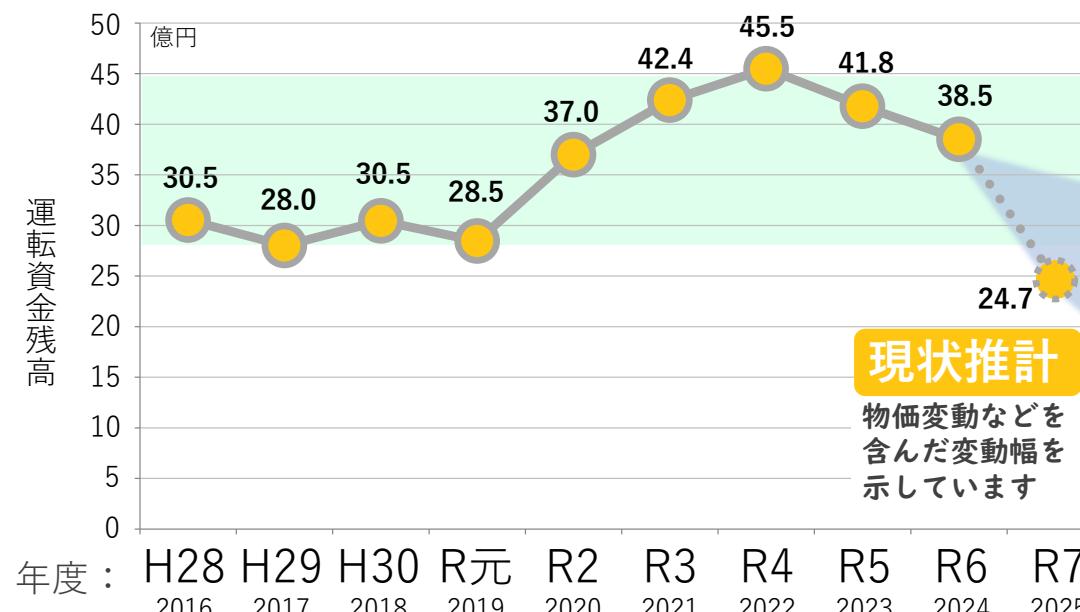


SUISUI vision 2035

P73

運転資金
残高目標目標
28億円短期的な支払に必要な金額
17億円

(1か月の最大支払額+翌年度の企業債償還金)

災害時に収入が途絶える期間の備え
+
11億円



第15次水道事業経営審議会において

諮問「健全経営の持続に向けた考え方と料金水準について」

に関する今後の審議予定内容

第5回
(本日)

- 諒問 「持続可能な事業経営のための適正な水道料金の水準等について」

第6回
(R8.2月頃)

- **投資財政計画** (シミュレーション条件、収益的収支と資本的収支、経営努力の取組など)
- **近年の料金改定実施状況** (全国・大阪府)

第7回
(R8.5月頃)

- **水道料金算定の仕組み** (総括原価方式など)
- **料金算定シミュレーションの提示** (シミュレーション案、基本料金割合と遞増度など)

第8回
(R8.7月頃)

- **諮問審議の意見整理**
- **答申案** その他審議

第9回
(R8.9月頃)

- **答申**